会議録

会議の名称	令和８年度第３回西東京市行財政改革推進委員会
開 催 日 時	令和８年８月24日（月）午後２時から午後４時15分まで
開催場所等	西東京市役所田無庁舎庁議室及びＷＥＢ会議
出　席　者	委　員：横道清孝委員長　原田久委員　鈴木文彦委員　土方正夫委員 池添弘邦委員※　岸本恒久委員　菱山園子委員　日野泰彦委員 事務局：門倉企画政策課長　阪野経営改革特命主幹（企画政策課）　菊地企画政策課経営改革係長　望月企画政策課経営改革係主査　五十嵐企画政策課経営改革係主任　井村企画政策課経営改革係主任　鈴木教育指導課長　藤澤教育指導課長補佐兼教育指導係長　坂本市民課長　直井高齢者支援課長　齋藤高齢者支援課高齢者支援サービス係主査　河野協働コミュニティ課長 ※リモートでの参加
議　題　等	１　事務事業評価（外部評価）の実施（４事業（群）） ２　その他
会議資料の名　　称	資料１　事務事業評価（外部評価）の実施方法について 参考資料１－１　検証項目及び判定基準の詳細 参考資料１－２　当日の流れ 資料２－１　事務事業評価シート　校長会等補助金 資料２－２　事務事業評価シート　市立学校教育研究奨励事業 資料２－３　事務事業評価シート　教育研究会補助金 参考資料２　令和７年度補助事業の成果及び課題 資料３　事務事業評価シート　戸籍住民基本台帳事務費（書かない窓口） 参考資料３　マイナンバーカード窓口対応件数 資料４　事務事業評価シート　認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業 参考資料４－１　紙おむつ給付事業における対象者数の推移及び予測 参考資料４－２　紙おむつ給付事業における決算額推移及び予測 参考資料４－３　紙おむつ給付事業における年度ごとの新規対象者数の推移 資料５　事務事業評価シート　市民交流施設運営管理費 参考資料５－１　市民交流施設と公民館の相違点 参考資料５－２　公民館施設利用実績 参考資料５－３　令和６年度及び令和７年度施設維持管理費の内訳

記 録 方 法	□全文記録　■発言者の発言内容ごとの要点記録　□会議内容の要点記録

会 議 内 容

開会
　委員長より開会の挨拶

○事務局：
　会議の進行の説明

○横道委員長：
　傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。

議題１　事務事業評価（外部評価）の実施（４事業（群））

○事務局：《資料１、参考資料１－１、参考資料１－２について説明》

○横道委員長：
　委員の皆様から意見等はあるか。

　（なし）

１　教育指導課「校長会等補助金（市立学校教育研究奨励事業、教育研究会補助金を含めた事業群）」

○教育指導課：《資料２―１、資料２－２、資料２－３、参考資料２について説明》

○横道委員長：
　続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局：《資料２―１、資料２－２、資料２－３に沿って説明》

○土方委員：
　管理職研修をすること自体はよいと思う。校長会等補助金を活用したもの以外の研修はあるか。

○教育指導課：
　市の教育委員会や東京都による管理職向け研修も別途実施されている。

○土方委員：
　東京都主催の研修は、本補助金の対象外か。

○教育指導課：
　対象外である。本補助金は、校長会又は副校長会が主体的に設定したテーマに対する自主的な研究を支援するものである。

○池添委員：
　校長会等補助金について、管理職の研修成果と成果指標②「職場環境アンケート」の関係性について説明いただきたい。

○教育指導課：
　管理職が研修を通じて、学校経営や学校課題の改善に取り組んだ結果、職場の活気につながったかを指標の一つとして設定している。

○事務局：
　管理職の研修成果と職場環境は、大きく捉えると関連していると考えており、指標の一つとして設定している。

○鈴木委員：
　事業の成果について補足説明いただきたい。

○教育指導課：
　参考資料２は、各校長会・副校長会から実績報告の際に事業の成果として提出された資料をまとめたものである。成果指標は数値で実績を示す必要があるため「職場環境アンケート」の結果を指標として設定し、その補足として参考資料２を追加した。

○菱山委員：
　校長会等補助金について、支払方法を概算払としていること、また校長会と副校長会で補助額が異なることについて、背景や理由を説明いただきたい。

○教育指導課：
　補助額の背景については説明が難しい。校長会等補助金の支払方法については、確定払と比較して効率的であり、さらに事業実施時に柔軟な運用が可能であることから、団体の財源確保のために概算払を採用している。

○日野委員：
　補助対象経費の使用料及び賃借料とは、会議開催時の会場使用料のことか。

○教育指導課：
　会場使用料を含むが、直近の実績はない。

○原田委員：
　小学校校長会や中学校副校長会では研究紀要を作成しているとのことだが、二次評価では共有されているのか。

○事務局：
　二次評価においては、研究紀要が作成されていることは説明として共有されていたが、その中身については共有されなかった。

○原田委員：
　どのように事業の成果を測るかについてあまり明確にされていないという印象を受けた。

○横道委員長：
　ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○鈴木委員：
　校長会等補助金の成果指標が抽象的とはいえ、廃止という判断に直接的に影響することはないと思う。廃止した場合に、校長会としての機能は継続できるかが重要である。

○事務局：
　本事業に対する二次評価の「廃止」は、事業を他の事業に組み込む形でコストを圧縮すべきという趣旨であり、校長会の機能を全てなくすことまでは意図していない。

○池添委員：
　所管課説明からは、事業実績や成果の確認が甘いという印象を受けた。また、支払方法についても概算払の場合は運用方法を決めてきちんと管理するなど、本事業の運用は改善する余地が多分にあると感じた。

○菱山委員：
　「令和６年度西東京市補助金交付団体の概況」によると、校長会等補助金については各交付団体によって補助金の主な使途や補助額にばらつきがあるため、補助内容や補助額、支払方法については精査が求められる。自主的な勉強会自体は有効な取組であり、今後も補助の必要性はあると考える。

○鈴木委員：
　研修実施など、目に見えるアウトプットも出されている。評価区分について、事業が別の仕組みに再構築される場合は「廃止」か、それとも「抜本的見直し」か。

○事務局：
　事業としては残しつつ、事業の再構築を求める場合は「抜本的見直し」となる。

○横道委員長：
　校長会等補助金としては残さず、他の補助金と整理統合して見直す場合は「廃止」か。また、校長会等補助金自体は残して、支払方法を確定払にするなど大きく見直すのは「抜本的見直し」か。

○事務局：
　御認識のとおりである。

○鈴木委員：
　補助金を廃止した場合に、管理職の自主勉強会や研究会が無くなってしまうことが懸念される。

○土方委員：
　他の類似補助金と機能を整理統合した場合、これまでの校長会等の機能や活動が失われてしまうことはないか。

○事務局：
　必ずしも機能が全て失われるわけではなく、評価を受けた後、事業所管課を中心とした見直しがどうなされるかによる。

○鈴木委員：
　二次評価ではどのような付帯条件や趣旨で廃止と評価したのか。

○事務局：
　校長会等補助金、市立学校教育研究奨励事業及び教育研究会補助金は、対象となる管理職の教員や教員グループが互いに重複している可能性が高い。その中でも、校長会等補助金については管理職が行う研究に対して補助する必要性や有効性が特に低いため、校長会等補助金としては廃止し、他の補助事業と整理統合するという方向性の評価がされた。

○原田委員：
　目的や効果が重複している場合は廃止した方がよいが、それをきちんと確認しないまま廃止して整理統合するのは疑問が残る。

○日野委員：
　校長会等補助金を廃止する場合は、市立学校教育研究奨励事業と教育研究会補助金も整理統合されると考えてよいか。

○事務局：
　御認識のとおりである。

【評価結果】
　「改善・見直し（有効性）」１人、「抜本的見直し」２人、「廃止」５人

○横道委員長：
　評価は「廃止」とする。

２　市民課「戸籍住民基本台帳事務費（書かない窓口）」

○事務局：《資料３、参考資料３について説明》

○横道委員長：
続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局：《資料３に沿って説明》

○岸本委員：
　書かない窓口と行かない窓口の導入状況について説明いただきたい。

○市民課：
　証明書交付については、窓口交付では書かない窓口システムを導入しているほか、郵送請求やオンライン請求による交付、コンビニでの交付が可能である。

○鈴木委員：
　事務事業評価の対象事業となった背景を説明いただきたい。

○事務局：
　令和８年度の事務事業評価では、「令和４年度及び令和５年度新規事業」を事業選定の一つの視点としており、戸籍住民基本台帳費（書かない窓口）は令和５年度新規事業として選定した。

○原田委員：
　システム改修について予算上の問題があるのか。

○市民課：
　令和８年６月から制度が始まった特定在留カード等に対応するためにはシステム改修が必要だが、特定在留カード等に対応するための改修費自体はそれほど多額ではない。ただし、現在書かない窓口に対応しているのは、２種類の証明書交付申請のみであるため、今後の展開について全庁的な検討を進めているところである。

○原田委員：
　システム改修費等、投入したコストに対する成果を測るために、事務事業評価の対象とする必要があると理解している。

○日野委員：
　事業費データのうち、正規職員数について説明いただきたい。

○市民課：
　正規職員数については、１日当たりの処理件数、１件当たりの処理時間、全体の職員数及び勤務時間から計算した。

○横道委員長：
　本人確認書類の券面情報をスキャナーで読み取る方式は、技術的に古いのではないか。

○市民課：
　一般的に、カードをスキャナーで読み込んで券面情報を取得する方法と、ＩＣチップから券面事項データを取得する方法の２種類がある。たしかに一方のみでは技術的に古いかもしれないが、前者は他自治体でも広く用いられている技術である。

○横道委員長：
　最近は決済の際に非接触ＩＣリーダーで読み取ることも増えたが、書かない窓口に非接触ＩＣリーダーを導入することは技術的に可能か。

○市民課：
　オプションになるが可能と思われる。

○菱山委員：
　一次評価についての所管課説明と、二次評価との相違は特に感じられなかったが、それについてはどうか。

○事務局：
　一次評価と二次評価で、点数、評価内容ともに「抜本的見直し」の評価となっている。

○横道委員長：
　ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○鈴木委員：
　年間の人件費に対して実績が乏しく、費用対効果が悪いため、廃止の評価にならなかったことが不思議である。なぜ抜本的見直しの評価となったのか。

○事務局：
　書かない窓口という仕組み自体は必要であるため、廃止の評価にはならなかった。ただし、その運用方法については実績も踏まえて見直す必要があるため、抜本的見直しの評価となった。

○原田委員：
　業務プロセスの改善に関する問題と、コストを投じて成果を上げるべき問題の、どちらの視点で事務事業評価を行ったのか不明確である。毎年費用が発生している以上、それに見合った費用対効果を評価し、効果が低ければ廃止を検討するという議論は可能と思われるが、この場で業務プロセス改善に関する議論を行うことが適切なのかについては疑問が残る。

○横道委員長：
　書かない窓口は業務プロセスとシステムが一体であり、どちらか一方ではなく、業務プロセスを含めたシステム全体を評価する必要があると考える。

○鈴木委員：
　恒常的な内部管理の事業費まで事務事業評価の対象とするかどうかは、今後整理された方がよい。恒常的な事業か、臨時のプロジェクト型の事業かで分類した場合、書かない窓口は恒常的な事業に当てはまるのではないか。

○土方委員：
　事務局の説明では、新規事業であるため選定されたとのことだが、事務事業評価の対象事業の選定の考え方は今後整理されたい。

○事務局：
　戸籍住民基本台帳費（書かない窓口）を評価対象としたのは、令和５年度新規事業のためである。業務プロセスは効率性・経済性の観点で評価するものであり、決して有効性だけで事業を評価しないという視点からも、今年度の事務事業評価で取り上げるべきと考えて選定した。しかし、内部管理の事業費を評価対象とすることが適切かどうかについては、御指摘を踏まえて今後整理していきたい。

○原田委員：
　令和７年度に書かない窓口の利用を希望制に変更したことについては、With（その事業がある場合）と Without（その事業がなかった場合）を比較する実験がされたと考えてよいと思う。そして Without の実験の結果、年間 67 件の利用に留まり、それほど市民が困っていないという結果が得られたのであれば、廃止してもよいのではないか。

○日野委員：
　様々な事情で自書が困難な人のためには、書かない窓口の仕組みは必要である。直ちに廃止するのではなく、１、２年続けてから廃止という形でもよいのではないか。

○岸本委員：
　書かない窓口の仕組み自体は、自書が困難な人のために今後も必要であり、将来的なデジタル化のステップアップのためにも必要である。

○土方委員：
　「廃止」の評価となった場合は、書かない窓口の事業自体が廃止になるということか。

○事務局：
　外部評価結果の評価コメントをどのようにするかによって変わる。

○横道委員長：
　書かない窓口の事業自体を継続する場合はどの評価区分か。

○事務局：
　事業そのものは継続しつつ再構築する場合は「抜本的見直し」、書かない窓口の事業自体を廃止する場合は「廃止」である。

【評価結果】
　「抜本的見直し」６人、「廃止」２人

○横道委員長：
　評価は「抜本的見直し」とする。

３　高齢者支援課「認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業」

○事務局：《資料４、参考資料４－１、参考資料４－２、参考資料４－３について説明》

○横道委員長：
　続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局：《資料４に沿って説明》

○土方委員：
　利用者は負担金を納付するのか。

○高齢者支援課：
　利用者は、購入費の１割を負担金として市に納付する。

○土方委員：
　最初から１割の金額分の紙おむつを差し引いた枚数を給付すれば、効率的ではないか。

○高齢者支援課：
　基本的には、利用者自身にも応分の負担をいただく考え方である。

○横道委員長：
　介護保険同様に１割負担という考え方を用いているのか。

○高齢者支援課：
　御認識のとおりである。

○土方委員：
　無料で給付されていると勘違いされると困るということであると理解した。

○原田委員：
　９割分の枚数での給付としない理由は何か。

○高齢者支援課：
　紙おむつや尿取りパッドを必要な枚数を配送することで、ＱＯＬ（生活の質）の改善につながると考える。

○原田委員：
　居宅の場合、現金助成よりも現物給付の方が、よりＱＯＬ向上に寄与するという認識か。

○高齢者支援課：
　仮に現金助成とした場合は、利用者の家族が紙おむつ等を買いに外出する必要があるため、おむつを自宅に直接配送する現物給付の方が、よりＱＯＬの向上に寄与すると考える。

○鈴木委員：
　成果指標に「１人当たりの年間利用者負担金」を設定しているが、ＱＯＬの向上が事業の成果ではないのか。また、今後の改善・見直しの方向性について説明いただきたい。

○高齢者支援課：
　事業の安定的な運営の指標として、「１人当たりの年間利用者負担金」を成果指標として設定している。また、所管課としては、現行のとおり委託を継続し、予算の拡充は考えていない。ただ、利用者の家族からは、利用者負担金の納付方法が固定的であるという意見が出ており、今後は市への納付ではなく、多様な納付手段を持つ配送事業者に納付する方式に変更することで、利便性向上を図りたいと考えている。また、事業費が増加傾向にあるため、対象要件についても他自治体を参考に見直しを検討しているところである。

○原田委員：
　所管課の説明からは、ＱＯＬ向上よりも利用者の家族の負担軽減の方が、事業の成果のように感じた。

○高齢者支援課：
　衛生環境の改善により利用者本人のＱＯＬ向上を図るとともに、紙おむつ等を自宅に配送することで家族の介護の負担軽減を図っている。

○原田委員：
　両方とも事業の成果であると理解した。

○菱山委員：
　現在は市が直接配送しているのか。

○高齢者支援課：
　現在紙おむつ等の配送業務は委託している。ただし、委託範囲は配送業務のみであるため、利用者負担金の徴収は市が行っている。市が収納する場合は納付方法が固定的になってしまうため、委託業者による収納への変更を検討しているところである。

○菱山委員：
　必要な人に必要な量を届けることが重要であるが、所得制限による財政上の改善については検討されているか。

○高齢者支援課：
　非課税世帯であることを対象者要件に含めている自治体もあるが、仮に所得制限を設けると課税世帯への影響が大きいため、慎重に検討したい。

○土方委員：
　一次評価では、排泄ケア相談支援も含めた委託の仕様にすることを検討する必要があるとされているが、その場合、配送の委託だけでなく福祉サービスまで委託に含めるということか。

○高齢者支援課：
　基本的に本事業の対象者は要介護３以上の認定を受けている人のため、紙おむつ等の交換はホームヘルパーが行う。新規のケアマネジャーに本事業を周知することにより、利用申請につなげている。

○土方委員：
　紙おむつ等の交換等、人が人に対して行うことについての効率化は難しいと思うが、ロボットによる業務効率化も視野に入れて検討しているか。

○高齢者支援課：
　本事業への直接的な活用は検討していないが、ロボット技術の活用については民間の介護事業者を含めた介護業界全体では検討されていると思われる。

○日野委員：
　現物給付の新規対象者は毎年約 400 人前後増えているとのことだが、現物給付対象者の約４割を占めているということか。

○高齢者支援課：
　御認識のとおりである。ただし、施設入所や死亡等の事情による資格喪失者も多い事業であり、全体の対象者数としては微増傾向である。

○日野委員：
　利用者負担金の未収金額はどのくらいあるのか。

○高齢者支援課：
　市が債権として有しているのは、令和８年３月時点で約 73 万円であり、主な要因としては死亡した利用者の相続人の支払滞納である。

○横道委員長：
　ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○鈴木委員：
　今後は本事業により誰がどのように楽になるのかを成果指標にされたい。改善の方向性については所管課の見解のとおりでよいと思う。

○菱山委員：
　事業費全体の改善の方向性が見えないのが懸念される。

○土方委員：
　今後の物価高騰の影響が懸念される。対象者要件は見直さなくてよいのか。

○事務局：
　一次評価では、対象者要件の見直しも検討課題の一つとして挙がっている。

○原田委員：
　介護する家族の負担軽減をすることが、本事業の最終的な成果であると思う。利用者本人のＱＯＬ向上への寄与の度合いは不明瞭と感じた。仮に利用者負担金を増額したとしても需要の逓減は考えにくく、全体のコスト削減のために利用者負担金を増額してもよいのではないか。

○鈴木委員：
　本補助金があることで、利用者本人の紙おむつへの抵抗感の減少にもつながっているのではないか。
　この事業がどのようにＱＯＬ向上や家族の負担期限に寄与するのかを、事務事業評価シートに残してほしい。

【評価結果】
　「改善・見直し（効率性・経済性）」７人、「抜本的見直し」１人

○横道委員長：
　評価は「改善・見直し（効率性・経済性）」とする。

４　協働コミュニティ課「市民交流施設運営管理費」

○事務局：《資料５、参考資料５－１、参考資料５－２、参考資料５－３について説明》

○横道委員長：
　続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局：《資料５に沿って説明》

○岸本委員：
　年代や性別等、利用者層の分析はされているか。

○協働コミュニティ課：
　施設予約は登録団体に限るため、個々の利用者の属性の把握は難しい。

○岸本委員：
　市民交流施設の利用者層は固定化しているのではないかと感じている。より幅のある活用をしていくためには、利用者層の分析をする必要があると考える。

○土方委員：
　施設で行われる各種事業は、市の企画運営によるものか。

○協働コミュニティ課：
　地域型交流施設では、指定管理者である各地域の運営協議会によって、イベントや講座などの事業が行われている。

○土方委員：
　市民交流施設や公民館を予約する際のシステムは同一か。

○協働コミュニティ課：
　どちらも公共施設予約管理システムから予約する。また、貸館以外のスペースについては、学習スペースとして開放したり、お祭り等のイベントで活用したりしている。

○土方委員：
　施設機能を分ける理由は何か。単に予約をする側から見ると、部屋が空いていれば市民交流施設でも公民館でもどちらでもよいと思われる。

○協働コミュニティ課：
　御意見のとおり、貸館機能としては両者共通する部分はあるが、公民館は社会教育法に基づく活動を行っている等、施設としての位置づけが異なるため、施設機能の統合は難しいと考える。

○原田委員：
　指定管理者によるモニタリングと事務事業評価はどのような関係性か。二次評価では、指定管理者によるモニタリング結果は確認しているか。

○事務局：
　指定管理者制度においては、指定管理者によるセルフモニタリングと市による随時調査等でサービス品質を評価するという取組を行っている。基本的に毎年度調査をして、翌年度の業務に反映するような自己評価の取組を行っているが、事務事業評価の二次評価では確認していない。

○原田委員：
　指定管理者によるモニタリング結果を用いて評価をするべきではないか。

○横道委員長：
　公民館の貸館は無料か。

○協働コミュニティ課：
　無料である。

○横道委員長：
　事務事業評価シートの「他団体の実施状況」の欄によると、市民交流施設は有料の自治体が多いとのことだが、公民館も有料の自治体がほとんどか。

○事務局：
　本日はデータを持ち合わせていない。

○横道委員長：
　市民交流施設の使用料を無料としているのは、具体的にどこの自治体か。

○協働コミュニティ課：
　武蔵野市と昭島市である。

○菱山委員：
　令和７年度の市民交流施設維持管理費のうち、工事請負費の詳細について説明いただきたい。

○協働コミュニティ課：
　主に東伏見コミュニティセンターの空調改修経費が増額要因である。そのほかトイレ改修経費など、軽微な修繕費も含まれている。

○横道委員長：
　市民交流施設維持管理費について、今後はどのような見通しか。

○協働コミュニティ課：
　老朽化に伴う空調やトイレの改修工事に係る費用が増加する見通しである。

○菱山委員：
　今後工事の金額が増加する見込みとのことだが、それに対して誰が負担するべきかを考える必要がある。利用団体が固定化しているのであれば、受益者負担の原則に基づいて、施設の維持のために必要な資金の一部を使用料として徴収することが必要なのではないか。市民の場所として大事な施設であることは理解するが、耐震面等の安全性の観点からも懸念を感じるため、財政的な対応として必要であると思う。

○岸本委員：
　市民交流施設維持管理費の役務費の内容について説明いただきたい。

○協働コミュニティ課：
　カーテン等備品類の洗濯経費等である。

○池添委員：
　市民交流施設の利用団体が、既存の公民館で活動できる可能性はどれくらいの割合か。また、有償化は難しいという一次評価だったが、自治会の財政状況次第では有償化しても問題ないのではないか。

○協働コミュニティ課：
　具体的な割合は把握していないが、貸館機能の利用としては一定割合利用があるものと思われる。また、自治会・町内会の具体的な収支状況は把握していないが、高齢化の進行により団体の運営に苦慮していると聞いており、厳しい収支状況であると思われる。

○池添委員：
　自治体・町内会の財政状況を把握しないと、有償化の判断はできないのではないか。

○横道委員長：
　自治会・町内会は個別の集会所を持っていないのか。

○協働コミュニティ課：
　自治会・町内会が集会所を所有している場合は、その集会所を使うこととなると思われるが、戸建て住宅が多い自治会などの場合は集会所などがなく集まるスペースがないため、地域の集会所や貸部屋を利用することが多いものと考えられる。

○横道委員長：
　ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○原田委員：
　市民交流施設運営管理費については、利用人数のほかに明確な指標を設定することが難しく、有効性の議論が難しい。指定管理者の自主事業を評価することも不可能ではないが、事務事業評価とは適合しづらい印象である。

○事務局：
　事務事業評価対象事業の選定の考え方は、今後整理していきたい。

○原田委員：
　事業そのもので効果を狙っているというよりも、インフラに近い事業と感じた。インフラ事業は多目的で行われるものであり、かつ本施設で実施される事業は市民活動であるため、評価が難しいと思う。

○横道委員長：
　今回の評価は、効率性・経済性の視点中心の議論にならざるを得ないと思われる。

○鈴木委員：
　施設の統廃合は公共施設マネジメントの中の議論であり、事務事業評価では効率性・経済性の議論に収束すると思う。そのためには、各施設の収支を公開してほしい。また、有償化には、不適切な長時間利用を抑制し、利用の質を向上させる効果もあるため必要と考える。さらに、自治会・町内会が使う場合は、施設の掃除等の作業による条件付きの無償利用としてはどうか。

○岸本委員：
　利用者層の内訳や各施設の稼働率から市民ニーズを把握し、利用件数・利用人数の増加に努められたい。また、若年層や子育て世代の交流の場としての活用も視野に入れながら、横断的な活用を検討されたい。

【評価結果】
　「改善・見直し（効率性・経済性）」８人

○横道委員長：
　評価は「改善・見直し（効率性・経済性）」とする。

<u>議題２　その他</u>

○事務局：
　次回の委員会の開催は、10月から11月頃を予定している。事務局で作成する外部評価の案については、委員皆様にメールで確認いただいた後、次回の委員会にて審議の上決定をいただきたい。

○土方委員：
　パブリックコメントが外部評価に影響することはあるか。

○事務局：
　仮に外部評価の対象事業についてパブリックコメントで意見が提出された場合は、次回の委員会ではその意見及び回答も踏まえて御審議いただく。

○横道委員長：
　これで令和８年度第３回行財政改革推進委員会を閉会する。

《閉会》